

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（感染症予防法施行令）
根拠条項：第22条
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者（委任先）：北海道公安委員会
法令の定め： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第22条（運搬証明書の再交付） 届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則第6条
審査基準： 法令の定め尽くされている。
標準処理期間： 2日（行政庁の休日は含まない。）
申請先： 申請書は、北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係に提出してください。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係（電話011-251-0110）
備考：